

財形住宅預金

商品内容	<ul style="list-style-type: none"> ・主に給与天引により貯蓄される財形貯蓄預金です。 ・老後の資金として在職中に積み立て、住宅取得のための財産形成にご利用いただけます。 ・お受取利息について、非課税となる制度があります。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のすべてに該当する個人のお客さま ○当金庫と財形貯蓄契約を締結している企業にお勤めの方 ○満55歳未満の方 ※お1人につき、1契約のみのお取り扱いとなります。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・給与・賞与からの年1回以上一定の時期での給与天引によるお預け入れ ・1,000円以上 ・1円単位 ※お預け入れ開始から払い戻しまでの間、年2回(6月末、12月末)、「財産形成預金残高のお知らせ」を送付いたします。 ※個々の預入金は、口座開設日からさかのぼって1年ごとの応当日にお預け入れまたはご継続から2年を超える場合、1口の期日指定定期預金としてとりまとめ、自動継続いたします。
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・持家としての住宅取得の際、住宅取得日から1年以内に、事業主または給付支払機関を通じたお申し出により元利金全部を払い戻しいたします。 ・元利金の一部払い戻しの条件は、以下のとおりとなります。 ○持家としての住宅の頭金として使用 ○残高の90%を限度として1回のみ ○一部払い戻しから2年以内かつ住宅取得日から1年以内の残額払い戻し ※資金の目的となる住宅の登記簿謄本、建設工事契約書等、所定の書類が必要となります。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利となります。預入日の300万円未満のスーパー定期預金2年ものの店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ※預入期間が2年以上の場合、預入日の300万円未満のスーパー定期預金2年ものの店頭表示の利率に優遇金利を加えた利率を約定利率として満期日まで適用いたします。優遇金利については、窓口にお問い合わせください。 ・住宅取得時の支払いお申し出により、元金とともにお支払いいたします。 ・付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算を行います。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・財形年金預金と合わせて550万円(元利金合計)まで非課税となります。 ※非課税枠部分について、目的以外で払い戻しされた場合、払戻日から5年間さかのぼって、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が課税されることがあります。 ・財形年金預金と合わせた元利金合計額が非課税枠を超えた場合は、お受取利息全額について20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各種財形融資制度をご利用いただけます。窓口にお問い合わせください。
中途解約時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主を通じた所定の手続きによります。 ・積立定期預金(複利エンドレス型)または期日指定定期預金の中途解約利率で利息の計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。

金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進室(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・事業主を通じてお申し込みください。